

下請セーフティネット債務保証事業

事業の概要

事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証により、国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者に対し工事の出来高の範囲内において低利な施工資金を提供することによって、下請建設業者への支払条件の改善を図るための事業です。

内 容

【利用資格者】

資本金 20 億円以下または従業員 1,500 人以下の元請建設企業

【借入期間】

原則 1 年以内

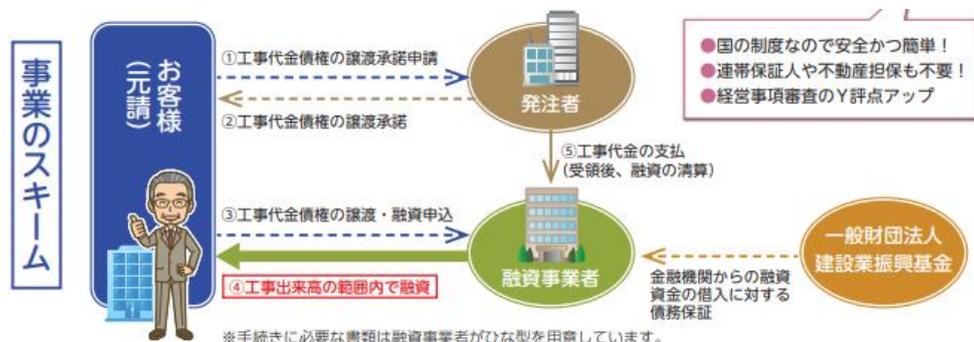
【貸付利率】

事業協同組合等ごとに異なりますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。宮城県建設業協同組合、株式会社建設経営サービスがご利用になれます。

【保証対象資金の種類及び借入】

工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金で、以下の 2 つの条件を満たすものに限りま。借入期間は原則1年以内とする。

- ①貸付につき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられていること。
- ②下請負人等の保護に資する方策が講じられていること。



問い合わせ先・参考URL

一般財団法人建設業振興基金金融支援課 電話:03-5473-4575

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/vls-about.html>